

多く

の課

題が残されています。

な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現

「精華町男女共同参画推進条例」を制定しました。

さらなる男女共同参画の推進を図るため、

後ますます変化を続けるであろう

社

会状

況

男女共同参画通信

私がいる 未来がある☆ 😭 あなたがいる

に進

展しています。

て L

役割を決めつける意識

戦はいまだ根が

強

<

自

分の 别

能 t

かし、「男は仕事、

女は

家庭」のように、

性

15

第11号 2013年5月号

■発行 精華町住民部 人権啓発課 TEL 95-1919 FAX 95-3974

男女共同参画推進条例 が制定されました

場所 すべての ハで、 人が、 それぞれの個性や能力を十分に発揮 人ひ 家庭、 とりが暮らしやすい 学校、 職 場、 男女共同 地 ま 域 ら などあ を 参 画

らゆる 得て、町の男女共同参画は、ゆっくりとないでしょうか。住民のみなさんのご理という言葉を見かけた記憶のある方も、 社 ながら生き生きと暮らすことができる、 できました。イベントや広報誌などで、「男女共同参画 平成十七年に、 会の実現を目指しています。 に、 さまざまな活動をとおして、 精華町男女共同 ゆっくりと、 その推進に 参画 理 推 解、 増えたの 進 そして着 計 ご協力を 取り 画 「を策 で 組 は

また、 ののた中 どんな条例なのかな?

す。

生活と仕事のバラ

- ◆町が男女共同参画を推進するための基本的な考え方を定め、
- ◆町や住民、事業者、住民活動団体、教育関係者のみなさんに 求められる役割を明らかにし、
- ◆町が実施する施策について必要な内容を定め、

「一人ひとりが暮らしやすいまち」を目標に、

すべての住民が人権を尊重され 生き生きと暮らすことができる

男女共同参画社会の実現を目的としています。







条例の基本的な考え方は…?

男も女も、みんなかがやくまろ

すべての人が性別による差別を受けず、 能力を発揮できるまちづくりを目指します。 「男は仕事、女は家庭」のような役割意識をなくし、 一人ひとりが制限されず社会活動に参画するとともに、 仕事、家事、育児、介護をバランスよくできる 環境づくりも必要です。







とんな世代も健やか&ハッピ、

子どもを「こころ豊かにはぐくむ」ため、

安心して子どもを産み、育てられる 環境づくりを目指します。 男女が互いの性を理解し、妊娠や出産などについて 双方の意思が尊重され、生涯を通じて 健康な生活を営む権利を保障される ことが必要です。

みんなで考えよう、政治・教育

すべての人が社会の対等な構成員として 町の政策や、事業者・各種団体の方針立案や決定に 参画する機会が与えられなければなりません。 また、家庭や学校、職場や地域など、 あらゆる教育・学習の場で、個人として学び、 男女共同参画への理解を深める

取組が必要です。





女性に対する暴力根絶の シンボルマーク

暴力をゆるさない!!

セクハラやDVなど、性別による暴力的行為は 犯罪であり、絶対にゆるされません。 男女の性別にとどまらず、

性同一性障害をもつ人や、先天的に身体上の 性別が不明瞭な人など、あらゆる人の人権 に配慮し、上記のような暴力的行為の 根絶を目指します。

国際社会と手をとって

国際社会で、男女共同参画について どのような取組が行われているのか ということにも目を向けて、 国際的な調和のもとに 男女共同参画社会の実現を目指します。





町や、みなさんの役割は…?

町は…



男女共同参画を推進していくために 必要な計画をたてたり、事業をおこなったりします。 それにあたっては、国や他の市町村とも連携し、 町内の住民や事業者、団体、教育関係者の みなさんと協働します。 率先して推進に取り組み、 良き模範となるよう努力します。

住民のみなさんは...



男女共同参画への理解を深め 家庭や職場、学校、地域などで ひろめていきましょう。 そのためにも、町がおこなう事業への ご参加やご協力をお願いします。

性別による人権侵害を禁止しています

この条例では、

- 性別による差別的な扱い
- セクシュアル・ハラスメント (職場だけでなくあらゆる場での性的ないやがらせ)
- ドメスティック・バイオレンス(DV) (夫婦や恋人など、親密な間柄に起こる暴力。身体的なものだけでなく、 精神的、経済的な暴力など、すべての暴力的行為を含む)

などの行為によって、人権を侵害することを禁止しています。

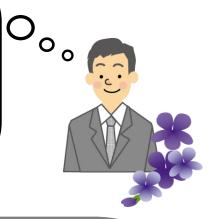
また、ポスターやチラシなど多くの人が見る情報の中で上記のような人権侵害や、性別による固定的な役割分担、偏見などを、認めたり、助長したりするような表現をしないようにすることも求めています。

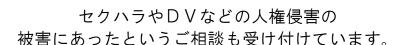


こまったときは…

町がおこなう、男女共同参画に関する計画や事業に 疑問や質問をもたれたときは、 人権啓発課でご意見の受付をおこないます。

申し出をいただいたご意見については、 問題解決に向けた適切な対応をおこないます。







相談については、 専門の相談員がお話をおうかがいし ともに問題解決を目指します。 また、少しでもご不安を取り除けるよう努めます。 外部の相談機関等とも連携しておりますので まずは人権啓発課へご相談ください。

精華町男女共同参画推進条例は ホームページでもご覧いただけます。

精華町男女共同参画推進条例は、今年3月の議会で議決されました。 施行は平成25年10月1日となっています。 精華町のホームページに、条例の全文と 詳しい解説を掲載する予定です。

より多くの方に男女共同参画推進へのご理解をいただけるよう
今後も町は普及啓発の努力を続けてまいります。



男女共同参画や本条例に関するご質問、性別的な人権侵害に関するご相談は、こちらへどうぞ。

精華町役場 人権啓発課 0774-95-1919(直通)